

# 日本農林規格の見直しについて

## 「有機加工食品」



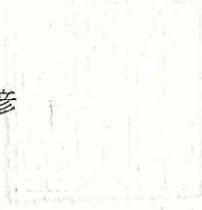
23消安第3508号

平成23年10月6日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



有機農産物の日本農林規格等の改正について（諮問）

下記1から4までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- ② 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）
- 3 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）
- 4 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

## 有機加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）

平成24年1月31日

農 林 水 産 省

### 1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」（平成21年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

### 2 内容

有機加工食品の日本農林規格について、

- （1）原材料として使用する有機以外の農畜産物等については、有機農畜産物等の入手が困難な場合に限り使用できるよう厳格化する
- （2）有機農畜産物加工食品の名称の表示が有機農産物加工食品の名称と同一となるものについては、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載することを規定する
- （3）使用可能な食品添加物及び薬剤について、生産の実情、国際的な規格等を考慮して追加及び削除する

等の改正を行う。

## 有機加工食品について

### 1 規格の位置付け

有機加工食品は、原材料である有機農産物及び有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとしており、生産方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」として位置付けられる。

### 2 生産状況及び規格の利用実態

有機加工食品の認定生産行程管理者数 : 980

有機加工食品の認定外国生産行程管理者数 : 791

注：認定（外国）生産行程管理者数は、平成23年5月末現在において報告があったものについて平成23年3月31日分まで集計した数

#### 有機加工食品格付数量

（単位：トン）

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付
冷凍野菜	197	8,298	240	13,876	77	15,561
野菜びん・缶詰	12	3,433	89	7,306	86	7,925
野菜水煮	636	12,366	1,365	18,929	1,313	17,825
野菜飲料	1,391	241	1,565	868	1,596	989
その他野菜加工品	1,497	3,725	1,629	17,815	1,768	4,588
果実飲料	1,833	8,141	1,622	2,940	1,945	2,976
その他果実加工品	811	4,445	654	4,585	446	1,993
茶系飲料	3,815	13	2,605	6	2,751	0
コーヒー飲料	1,307	0	1,257	0	1,045	0
豆乳	22,623	18	25,267	38	27,858	247
豆腐	66,233	0	31,520	0	33,610	0
納豆	4,965	0	3,860	0	2,014	9
みそ	3,123	685	2,354	570	2,399	505
しょうゆ	6,104	1,211	6,043	297	4,886	354
ピーナッツ製品	118	875	165	1,353	123	1,399
その他豆類の調製品	3,471	4,135	3,261	375	3,110	3,324
乾めん類	113	3,651	90	6,171	105	277
パスタ類	—	—	—	—	84	5,614
緑茶（仕上げ茶）	1,657	107	1,686	55	1,521	100
コーヒー豆	5,182	1,564	3,132	1,148	2,120	2,940
ナッツ類加工品	1,056	3,151	1,680	4,893	1,401	4,925
こんにやく	3,221	734	2,637	578	2,203	370
砂糖	24	21,036	20	24,996	0	17,799
糖みつ・その他糖類	4	38,695	2	3,442	25	3,264
牛乳	741	0	669	2,572	531	12,680
食酢	—	—	—	—	719	104
食用植物油脂	—	—	—	—	76	15,225
その他の加工食品	5,397	5,671	4,729	19,696	4,873	10,192
計	135,531	122,196	98,141	132,508	98,685	131,186

注：外国で格付された有機加工食品には、外国で消費されたものや日本以外に輸出されたものも含まれる。

他法令等での引用：酒類における有機等の表示基準

(平成12年12月26日国税庁告示第7号)

### 3 将来の見通し

国内の格付数量に大きな変化はなく、今後も同様な傾向が続くと考えられる。

### 4 国際的な規格の動向

国際的な規格として、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」(1999年制定)がある。

コーデックス食品表示部会において、使用可能資材としてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されている。

## 有機加工食品の日本農林規格の改正概要

### 1 定義の改正

- 有機格付されたものを一般飲食物添加物として使用する場合は、有機原料としてカウントできることを規定する。

(第3条 定義：改正部分抜粋)

改正案		現 行	
用語	定 義	用語	定 義
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物添加物(一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。以下同じ。))及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物(加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物(加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物(加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。

転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(2)2に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。	転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(2)に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。
------------	---	------------	--

## 2 生産の方法についての基準の改正

- ・ 原材料として使用する有機以外の農畜産物等については、有機農畜産物等の入手が困難な場合に限り使用できるよう厳格化する。
- ・ 別表2の薬剤については、有機加工食品へ直接使用するものではないことから、組換えDNA技術を用いて製造したものを除外する条件を廃止する。
- ・ 有機加工食品の製造や保管を行っていない期間には、製造工場内等の病虫害の防除に別表2以外の薬剤を使用できることを規定する。

(第4条 生産の方法についての基準：改正部分抜粋)

事項	改正案	現 行
	基 準	基 準
原材料 (加工助剤を含む。)	次に掲げるものに限り使用することができる。 <u>ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。</u> 1～7 (略)	次に掲げるものに限り使用することができる。  1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類有機農畜産物

		<p>(2) 放射線照射が行われたもの</p> <p>(3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの</p> <p>3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>4 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの((2)に掲げるものに限る。)、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>5 食塩</p> <p>6 水</p> <p>7 別表1の食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）</p>
原材料の使用割合	<p>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物<del>（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。以下同じ。）</del>）及び加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。</p>	<p>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。</p>
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。</p> <p>2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。</p>

<p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4 <u>3の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機加工食品を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（<u>組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。</u>）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>[新設]</p> <p>4 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</p> <p>5 この表原材料（加工助剤を含む。）の項の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>
--	---

3 有機加工食品の名称及び原材料名の表示の改正

- 有機農畜産物加工食品の名称の表示が有機農産物加工食品の名称と同一となるものについては、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載することを規定する。
- 転換期間中の表示は、現行では転換期間終了後にラベルの改版が必要となっているところ。転換期間中である旨をシールで表示しやすいように、名称又は商品名の表示に近接した場所に1箇所記載することより、名称及び原材料名欄の転換期間中の表示を省略できることとする。

(第5条 有機加工食品の名称及び原材料名の表示：改正部分抜粋)

区分	改正案	現行
	基準	基準

<p>名称の表示</p>	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(注)「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、<u>名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、有機農畜産物加工食品でないことが分かるように記載すること。</u></p> <p>2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。<u>ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z 8305 (1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機〇〇」又は「〇〇 (有機)」</p> <p>(2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇 (オーガニック)」</p> <p>(注)「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、<u>別に農林水産大臣が定めるところによる。</u></p> <p>2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。</p>
<p>原材料名の表示</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 転換期間中有機農産物又はこれ</p>	<p>1 使用した原材料のうち、有機農産物(転換期間中有機農産物を除く。)、有機加工食品(転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。)又は有機畜産物にあっては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。</p> <p>2 転換期間中有機農産物又はこれ</p>

<p>を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「<u>転換期間中</u>」と記載すること。<u>ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「<u>転換期間中</u>」と記載すること。</p>
---	--

#### 4 資材の改正

##### (1) 食品添加物

- ・ 使用可能な食品添加物について、追加及び削除を行う。
- ・ 別表1にINS番号（食品添加物の国際番号付与システムによる番号）を追加する。  
（別表1 食品添加物：改正部分抜粋）

改正案		現行	
食品添加物	基準	食品添加物	基準
乳酸	野菜若しくは米の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。	乳酸	野菜の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
タンニン (抽出物)	(略)	タンニン	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麺・パン類</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。	炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>めん・パン類</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、 <u>豆類の調製品、麺・パン類、飲料、野菜の加工品</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。	[新設]	[新設]
炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用

ム	する場合又は穀類の加工品、 <u>砂糖類</u> 、 <u>豆類の調製品</u> 、 <u>麺・パン類</u> 若しくは菓子類に使用する場合に限ること。	ム	する場合又は穀類の加工品、 <u>豆類の調製品</u> 、 <u>めん・パン類</u> 若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
[削る。]	[削る。]	<u>DL-酒石酸</u>	<u>農産物の加工品</u> に使用する場合に限ること。
[削る。]	[削る。]	<u>DL-酒石酸ナトリウム</u>	<u>菓子類</u> に使用する場合に限ること。
[削る。]	[削る。]	<u>DL-酒石酸水素カリウム</u>	<u>穀類の加工品</u> 又は菓子類に使用する場合に限ること。
[削る。]	[削る。]	<u>酵素処理レシチン</u>	<u>漂白処理</u> 又は <u>有機溶媒処理</u> をせずに得られたもの限り、かつ、 <u>畜産物の加工品</u> に使用する場合にあっては、 <u>乳製品</u> 、 <u>乳由来の幼児食品</u> 、 <u>油脂製品</u> 又は <u>マヨネーズ</u> に使用するものに限ること。
[削る。]	[削る。]	<u>酵素分解レシチン</u>	<u>漂白処理</u> 又は <u>有機溶媒処理</u> をせずに得られたもの限り、かつ、 <u>畜産物の加工品</u> に使用する場合にあっては、 <u>乳製品</u> 、 <u>乳由来の幼児食品</u> 、 <u>油脂製品</u> 又は <u>マヨネーズ</u> に使用するものに限ること。
<u>レシチン</u> ( <u>植物レシチン</u> 、 <u>卵黄レシチン</u> 、 <u>分別レシチン</u> )	漂白処理をせずに得られたもの限り、かつ、 <u>畜産物の加工品</u> に使用する場合にあっては、 <u>乳製品</u> 、 <u>乳由来の幼児食品</u> 、 <u>油脂製品</u> 又は <del>マヨネーズ</del> <u>ドレッシング</u> に使用するものに限ること。	<u>植物レシチン</u>	<u>漂白処理</u> 又は <u>有機溶媒処理</u> をせずに得られたもの限り、かつ、 <u>畜産物の加工品</u> に使用する場合にあっては、 <u>乳製品</u> 、 <u>乳由来の幼児食品</u> 、 <u>油脂製品</u> 又は <u>マヨネーズ</u> に使用するものに限ること。
[削る。]	[削る。]	<u>卵黄レシチン</u>	<u>漂白処理</u> 又は <u>有機溶媒処理</u> をせずに得られたもの限り、かつ、 <u>畜産物の加工品</u> に使用する場合にあっては、 <u>乳製品</u> 、 <u>乳由来の幼児食品</u> 、 <u>油脂製品</u> 又は <u>マヨネーズ</u> に使用するものに限ること。

木 灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、 <u>沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータン</u> 若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。	木 灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、 <u>伝統的な製法によるチーズ</u> 若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
次亜塩素酸水	<u>農産物の加工品に使用する</u> 場合（食塩水を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する <u>場合に限ること。</u>	次亜塩素酸水	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の <u>洗浄用</u> に限ること。
オゾン	<u>農産物の加工品に使用する</u> 場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する <u>場合に限ること。</u>	[新設]	[新設]

(2) 薬剤

- ・ 使用可能な薬剤について、追加及び削除を行う。

(別表2 薬剤：改正部分抜粋)

改正案		現 行	
薬 剤	基 準	薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 <u>また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>	除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
[削る。]	[削る。]	<u>植物油及び動物油</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>ゼラチン</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>

[削る。]	[削る。]	カゼイン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[削る。]	[削る。]	こうじかび菌由来の発酵産物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[削る。]	[削る。]	シイタケ菌糸体抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[削る。]	[削る。]	クロレラ抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[削る。]	[削る。]	キチン	天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[削る。]	[削る。]	ミツロウ	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[削る。]	[削る。]	珪酸塩鉱物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[削る。]	[削る。]	ベントナイト	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
<u>ケイ酸ナトリウム</u>	(略)	<u>珪酸ナトリウム</u>	(略)
ホウ酸	<u>容器に入れて使用する</u> に限ること。また、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する</u> 場合を除く。	ホウ酸	<u>捕虫器に使用する</u> 場合に限ること。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする <u>薬剤に限ること</u> 。また、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する</u> 場合を除く。	フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする <u>薬剤に限り</u> 、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する</u> 場合を除く。
[削る。]	[削る。]	<u>食用に用いられる植物の抽出物</u>	<u>化学的処理を行っていない天然物質に由来する</u> ものであって、 <u>農産物に対して病</u>

			害虫を防除する目的で使用 しない場合に限ること。
<u>カプサイシ ン</u>	<u>忌避剤として使用する場 合に限ること。また、農産物 に対して病虫害を防除する 目的で使用する場合を除く。</u>	[新設]	[新設]

有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>有機加工食品の日本農林規格 （目的） 第1条（略） （有機加工食品の生産の原則） 第2条（略）</p> <p>（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機加工食品</td> <td>次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（<u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。以下同じ。）及び加工助剤を除く。</u>）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（<u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。</u>）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機畜産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（<u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。</u>）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農畜産物加工食品</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。以下同じ。）及び加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農畜産物加工食品	（略）	組換えDNA技術	（略）	<p>有機加工食品の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機加工食品の生産の原則） 第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機加工食品</td> <td>次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機畜産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農畜産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。</td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた
用 語	定 義																								
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。以下同じ。）及び加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																								
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																								
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（ <u>有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。</u> ）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																								
有機農畜産物加工食品	（略）																								
組換えDNA技術	（略）																								
用 語	定 義																								
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																								
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																								
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																								
有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。																								
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた																								

転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(2)に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。 1～7 (略)
原材料の使用割合	原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（ <del>一般に食品として飲食に供されている物であ</del> ）

	組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(2)に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。  1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物 (2) 放射線照射が行われたもの (3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 4 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2）に掲げるものに限る。）、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 食塩 6 水 7 別表1の食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）
原材料の使用割合	原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。

	<del>て添加物として使用されるもの。以下同じ。)</del> 及び加工助剤を除く。)に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4 <u>3の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機加工食品を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名 称 の 表 示	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(注) 「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「○○」に記載する一般的な名称が有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、<u>名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、有機農畜産物加工食品でないことが分かるように記載すること。</u></p> <p>2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農畜産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対</p>

製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。</p> <p>2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（<u>組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。</u>）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>[新設]</p> <p>4 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</p> <p>5 この表原材料（加工助剤を含む。）の項の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名 称 の 表 示	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機○○」又は「○○(有機)」</p> <p>(2) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」</p> <p>(注) 「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「○○」に記載する一般的な名称が有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、<u>別に農林水産大臣が定めるところによる。</u></p> <p>2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農畜産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。</p>

	照的な色で、日本工業規格Z 8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「 <u>転換期間中</u> 」と記載する場合は、この限りでない。
原材料名の表示	<p>1 （略）</p> <p>2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「<u>転換期間中</u>」と記載すること。ただし、<u>商品名の表示されている箇所</u>に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z 8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「<u>転換期間中</u>」と記載する場合は、この限りでない。</p>

別表1 食品添加物

INS 番号	食品添加物	基 準
330	クエン酸	(略)
331 iii	クエン酸ナトリウム	(略)
296	D Lーリンゴ酸	(略)
270	乳酸	野菜若しくは米の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又は pH 調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
300	Lーアスコルビン酸	(略)
301	Lーアスコルビン酸ナトリウム	(略)
	タンニン (抽出物)	(略)
513	硫酸	(略)
500 i	炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麺</u> ・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。

原材料名の表示	<p>1 使用した原材料のうち、有機農産物(転換期間中有機農産物を除く。)、有機加工食品(転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。 )又は有機畜産物にあっては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。</p> <p>2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「<u>転換期間中</u>」と記載すること。</p>

別表1 [新設]

食品添加物	基 準
クエン酸 クエン酸ナトリウム D Lーリンゴ酸	pH 調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。 ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。 農産物の加工品に使用する場合に限ること。
乳酸	野菜の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又は pH 調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
Lーアスコルビン酸 Lーアスコルビン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 食肉の加工品に使用する場合に限ること。
タンニン	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
硫酸 炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム	pH 調整剤として砂糖類の製造における抽出水の pH 調整に使用する場合に限ること。 菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>めん</u> ・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。

500	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類、飲料、野菜の加工品又は中和剤として乳製品に使用する</u> 場合に限ること。
501	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、 <u>砂糖類、豆類の調製品、麵・パン類</u> 若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
170	炭酸カルシウム	(略)
503	炭酸アンモニウム	(略)
503	<u>炭酸水素アンモニウム</u>	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
504	炭酸マグネシウム	(略)
508	塩化カリウム	(略)
509	塩化カルシウム	(略)
511	塩化マグネシウム	(略)
	粗製海水塩化マグネシウム	(略)
524	水酸化ナトリウム	(略)
525	水酸化カリウム	(略)
526	水酸化カルシウム	(略)
	[削る。]	[削る。]
334	L一酒石酸	(略)
	[削る。]	[削る。]
335	L一酒石酸ナトリウム	(略)
	[削る。]	[削る。]
336	L一酒石酸	(略)

<u>ウム</u> [新設]	[新設]
炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、豆類の調製品、 <u>めん・パン類</u> 若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品に使用するもの(着色料としての使用は除く。)又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
炭酸アンモニウム <u>及び炭酸水素アンモニウム</u> [新設]	農産物の加工品に使用する場合に限ること。  [新設]
炭酸マグネシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
塩化カリウム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。
塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
<u>D L一酒石酸</u>	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
L一酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
<u>D L一酒石酸ナトリウム</u>	菓子類に使用する場合に限ること。
L一酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
<u>D L一酒石酸水素カリウム</u>	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
L一酒石酸水素カ	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。

	水素カリウム	
341 i	リン酸二水素カルシウム	(略)
516	硫酸カルシウム	(略)
400	アルギン酸	(略)
401	アルギン酸ナトリウム	(略)
407	カラギナン	(略)
410	カロブبینガム	(略)
412	グアーガム	(略)
413	トラガントガム	
414	アラビアガム	(略)
415	キサントガム	(略)
416	カラヤガム	(略)
	カゼイン	(略)
	ゼラチン	(略)
440	ペクチン	(略)
	エタノール	(略)
307b	ミックストコフェロール	(略)
	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]
322 i	レシチン	漂白処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する

リウム	
リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品に使用するものに限ること。
カロブبینガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
トラガントガム	
アラビアガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
キサントガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
カゼイン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ゼラチン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品に使用するものに限ること。
エタノール	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
酵素処理レシチン	<u>漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。</u>
酵素分解レシチン	<u>漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。</u>
植物レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の

	(植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン)	場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又は <del>マヨネーズ</del> <u>レシニング</u> に使用するものに限ること。
	[削る。]	[削る。]
553	タルク	(略)
558	ベントナイト	(略)
559	カオリン	(略)
	ケイソウ土	(略)
	パーライト	(略)
551	二酸化ケイ素	(略)
	活性炭	(略)
901	ミツロウ	(略)
903	カルナウバロウ	(略)
	木 灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、 <u>沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータン</u> 若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
	香料	(略)
941	窒素	
948	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵素	
	一般飲食物添加物	
	次亜塩素酸ナトリウム	(略)
	次亜塩素酸水	<u>農産物の加工品に使用する場合(食塩水を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。)</u> 又は食肉の加工品に用いる動物の腸の <u>消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合</u> に限ること。
297	フマル酸	(略)
365	フマル酸一	(略)

		加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又は <del>マヨネーズ</del> に使用するものに限ること。
卵黄レシチン		<u>漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたもの</u> に限り、かつ、 <u>畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するもの</u> に限ること。
タルク		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ベントナイト		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カオリン		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ケイソウ土		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
パーライト		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
二酸化珪素		ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
活性炭		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ミツロウ		分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カルナウバロウ		分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
木 灰		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、 <u>伝統的な製法によるチーズ</u> 若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
香料		化学的に合成されたものでないこと。
窒素		
酸素		
二酸化炭素		
酵素		
一般飲食物添加物		
次亜塩素酸ナトリウム		食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水		食肉の加工品に用いる動物の腸の <u>消毒用</u> 又は <u>卵の洗浄用</u> に限ること。
フマル酸		食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸一ナトリ		食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。

ナトリウム	
オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。

(注) INS 番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された食品添加物の番号

別表2 薬剤

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]
ケイソウ土	
[削る。]	[削る。]
ケイ酸ナトリウム	(略)
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹸(軟石鹸)	(略)
エタノール	(略)
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>

ウム	
[新設]	[新設]

[新設]

別表2 [新設]

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
植物油及び動物油	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
ゼラチン	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
カゼイン	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
こうじかび菌由来の発酵産物	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
シイタケ菌糸体抽出物	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
クロレラ抽出物	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
キチン	<u>天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
ミツロウ	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
珪酸塩鉱物	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
ケイソウ土	
ベントナイト	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
珪酸ナトリウム	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹸(軟石鹸)	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
エタノール	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
ホウ酸	<u>捕虫器に使用する場合に限ること。</u>
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に <u>限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
食用に用いられる植物の抽出物	<u>化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限ること。</u>
[新設]	[新設]

(注) (略)

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

## 農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成23年10月11日（火）11時～

場所：農林水産省第3特別会議室

日時：平成23年10月12日（水）13時～

場所：東京地域センター会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

○ 日本農林規格の見直しについて <11日>

- ・素材の日本農林規格

○ 日本農林規格の見直しについて

<11日>

- ・有機畜産物の日本農林規格
- ・有機飼料の日本農林規格

<12日>

- ・有機農産物の日本農林規格
- ・有機加工食品の日本農林規格

### 3 閉 会

---

#### 配布資料

- 1 日本農林規格の見直しについて「素材」（案）
- 2 日本農林規格の見直しについて「有機畜産物」（案）
- 3 日本農林規格の見直しについて「有機飼料」（案）
- 4 日本農林規格の見直しについて「有機農産物」（案）
- 5 日本農林規格の見直しについて「有機加工食品」（案）
- 6 JAS規格の制定・見直しの基準

#### 参考資料

有機関係統計資料

# 農林物資規格調査会部会委員名簿 (有機農産物等)

## 農林物資規格調査会委員

う け だ ひろゆき 受 田 浩 之	国立大学法人 高知大学副学長
な か た にまさかず 仲 谷 正 員	日本チェーンストア協会食品委員会委員
の の や ま あ り さ 野々山 有 紗	消費者 (公募委員)
ま る や ま ゆたか 丸 山 豊	特定非営利活動法人 日本オーガニック検査員協会理事長

## 農林物資規格調査会専門委員

あ べ あきら 阿 部 亮	元日本大学生物資源科学部 教授
あ り ふ く ゆう いち 有 福 雄 一	株式会社エコデザイン認証センター顧問
い おか とも こ 井 岡 智 子	消費科学連合会企画委員
か とう かず お 加 藤 和 男	特定非営利活動法人 日本有機農業生産団体中央会事務局長
が も う え み 蒲 生 恵 美	消費者 (公募委員)
か わ ど う ま え のぶこ 河 道 前 伸 子	全国消費者協会連合会 食品安全対策委員会委員長
さ わ き さ え こ 澤 木 佐 重 子	社団法人 全国消費生活相談員協会
た ま る こ 田 丸 せ つ 子	全国生活学校連絡協議会監事
な か じ ま れい こ 中 嶋 玲 子	消費者 (公募委員)
な か だ え り こ 仲 田 恵 利 子	関西生活者連合会理事
は た の たけし 波 多 野 豪	国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科教授
ほ り え みや こ 堀 江 雅 子	一般財団法人ベターホーム協会
む ら か み ゆずる 村 上 譲	日本食生活学会理事
よ ね くら けん いち 米 倉 賢 一	有機稲作研究所所長

(五十音順、敬称略)

# パブリック・コメント等募集結果

## 有機加工食品の日本農林規格の一部改正案

### 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H23. 11. 14～12. 13）

(1) 受付件数 20件（個人6、団体9、企業5）

(2) 意見と考え方  
別紙のとおり

### 2. 事前意図公告等によるコメント（募集期間：H23. 11. 4～H24. 1. 2）

(1) 受付件数 2件（ニュージーランド、スイス）

(2) コメントの内容等

#### ○ニュージーランド

別表1の食品添加物にアルゴンを追加してほしい旨の意見があった。日本においてアルゴンは食品添加物として指定されていないため、食品添加物の表に掲載することはできない旨回答予定。

別表1及び別表2から削除された資材はコーデックスガイドラインでは使用が認められている資材であるため、削除の理由が知りたい旨の質問があった。別表1から削除する食品添加物は全てコーデックスガイドラインには記載されていないこと、また、別表2から削除する薬剤は使用実態がないため削除したが、別表2に記載されている薬剤以外であっても有機加工食品の製造・保管中以外には使用可能である旨回答予定。

#### ○スイス

資材の改正について、可能であれば、コーデックスガイドラインと相違する部分を明示してほしい旨要請があった。コーデックスガイドラインの資材リストにない資材については、ガイドラインにある「各国による資材一覧の策定基準」に則って検討を行い、基準を満足するもののみを追加しており、相違する部分はない旨回答予定。

食品添加物の追加又は削除の理由を具体的に知りたい旨の質問があり、理由について回答予定。

(別紙)

有機加工食品の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方 (案)
第3条 定義		
今回の改正に伴い、転換期間中有機農産物の定義の欄における「有機農産物の日本農林規格」の「ほ場又は採取場の項基準の欄1の(2)」の規定を「ほ場の項基準の欄2」に改正すべき。	1	御意見を踏まえ、「ほ場の項基準の欄2」と規定しています。
第4条 原材料		
原材料の基準で「入手が困難な場合」とあるが、具体的な事例があると事業者も一般消費者も理解しやすくなる。	6	入手が困難な場合とは、有機原材料の販売数量が著しく僅少である場合や価格が著しく高い場合などが該当します。製品の仕様として特定の産地等の原材料を使用する必要があり、当該原材料で有機のものがこれらに該当する場合も含まれます。
有機原材料として、自社生産及び他社生産の有機酒類は含まれないのか。	3	酒類はJAS法の適用除外とされており、原材料の項に規定されている有機加工食品には含まれていません。有機加工食品の生産行程管理者が有機農産物を原材料として有機酒類を生産し、それを有機加工食品の原材料とする場合は、当該有機農産物を有機加工食品の原材料として含めることができます。
食品添加物について、組換えDNA技術を用いて製造されたものを除外しているが、天然香料の副原料であるエタノールの原料農産物まで制限すると入手困難であるという事例があるので解釈を示してほしい。	1	Q&Aで解説することとします。
第4条 原材料の使用割合		
原材料の使用割合から有機加工食品として格付けされた一般飲食物添加物が5	1	現行JAS規格のQ&A問112の内容を規格中に規定することとし

<p>%に含まれなくなることは、残りの5%で使用できる原材料の幅が広がり、ひいては有機加工食品として認定される品目が増えることになるので賛成。</p>		<p>たものです。</p>
<p>第4条 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理</p>		
<p>別表2の薬剤は、有機加工食品に直接使用するものではないが、有機食品を購入する消費者は、組換えDNA技術そのものに懐疑的であることが多いため、別表2の条件から「組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。」を削除することに反対。</p>	<p>1</p>	<p>別表2は製造、保管施設等における有害動植物の防除に使用するものであり、原材料及び製品への混入が防止されているものであることから、今回改正しています。</p>
<p>別表2を使用する場合は、原材料及び製品への混入を防止することとあるが、これは別表2のケイソウ土や二酸化炭素の使用方法与矛盾する。混入を防止することは、別表2の該当する薬剤に基準として盛り込むべき。</p>	<p>1</p>	<p>Q&amp;Aで解説することとします。</p>
<p>有機加工食品の製造期間以外に別表2以外の薬剤を使用できることは、現実的な改正であり賛成。</p>	<p>1</p>	<p>現行JAS規格Q&amp;A問130の内容を規格中に規定することとしたものです。</p>
<p>別表2以外の薬剤を使用できる期間として有機加工食品の製造期間を除くだけでなく、有機原料や有機製品の保管期間も除くべき。</p>	<p>1</p>	<p>御意見を踏まえ、保管期間も除くよう規定しています。</p>
<p>4に「これらの薬剤を除去すること」とあるが、「除去」という表現は分かりにくいので、「除去又は薬効が失われていること」などとしてはどうか。</p>	<p>1</p>	<p>除去には薬効が失われることも含まれると考えており、変更の必要はないと考えています。</p>
<p>第5条 有機加工食品の名称及び原材料名の表示</p>		
<p>名称の表示の基準1の注記は、逆に消費者に混乱をもたらす恐れが大きいため削除すべき。</p>	<p>1</p>	<p>有機加工食品のうち、有機農産物加工食品については名称の表示規制がかかっており、有機農産物加工食品でないものに有機農産物加工食品と紛らわしい表示をしてはならないことを明らかにするため、このように規定しています。</p>

加工食品の場合は、保存期間が長いものもあるので、有機加工食品の表示には「転換期間中」はない方がいい。	1	原材料として使用する農産物が転換期間中の場合、コーデックスガイドラインにおいても、転換期間中等の表示を付すこととされています。
転換期間中の表示は加工食品では14ポイント以上としているが、これは包装資材の大きさによっては大きすぎるのではないか。	1	加工食品品質表示基準において、強調表示には14ポイントが採用されているため、整合を図るために14ポイント以上としています。
別表1 食品添加物		
液体コーヒーの品質保持のため、食品添加物として炭酸水素ナトリウムの使用を認めてほしい。	1	炭酸水素ナトリウムの基準欄に飲料を追加したため、液体コーヒーへの使用も可能となっています。
別表1の添加物リストのレシチンの基準欄に使用できる食品として「マヨネーズ」があるが、マヨネーズはドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準で使用できる原材料が定められており、レシチンは使用できない。誤認防止のため、「マヨネーズ、サラダクリーミードレッシング以外のドレッシング類」等と変更してほしい。	1	御意見を踏まえ、「マヨネーズ」を「ドレッシング」と規定しています。
有機砂糖の製造のため、有機原材料から生産された食品添加物である「ショ糖脂肪酸エステル」を別表1に追加してほしい。	1	食品添加物については、農林水産消費安全技術センターによる調査及び専門家、事業者、消費者等が参加した検討を行い、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインの基準を踏まえて、やむを得ない場合に限り使用できるものとして認められているところです。
別表2 薬剤		
別表2から多くの資材が削除された理由を説明してほしい。	1	使用実態がない薬剤を削除しています。
誘引剤や忌避剤として食品及び食品添加物を使用可能なことを規定してほしい。	6	Q&Aで解説することとします。

<p>忌避剤にはカプサイシンだけが入っているが、ヒノキチオールなどの忌避剤も有効であることから、誘引剤、忌避剤として、原料及び製品への影響（混入）防止を担保する適切な制限をつけた上で「誘引剤」「忌避剤」として一括して認めてよいと思う。</p>	<p>1</p>	<p>薬剤については、農林水産消費安全技術センターによる調査及び専門家、事業者、消費者等が参加した検討を行い、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインの基準を踏まえて、やむを得ない場合に限り使用できるものとして認められているところです。</p>
<p>別表2の薬剤に「農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く」という基準があるが、この基準の書き方は農産物のみ言及していて、ほかの産物は除外されてしまい、不備がある。</p>	<p>1</p>	<p>農薬取締法において、農薬でないものを農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものが禁止されていることから、確認的にその旨を規定しています。</p>

\* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。